

平成25年8月9日（金曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成25年8月9日（金曜日）

出席議員（1名） 議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長	西條栄福君	
副委員長	鈴木春光君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部建君
	山内昇一君	山内孝樹君
	星喜美男君	菅原辰雄君
	小山幸七君	大瀧りう子君
	及川均君	三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君
産業振興課参事 （農林行政担当）	高橋一清君

建設課長	三浦孝君
危機管理課長	佐々木三郎君
復興事業推進課長	及川明君
復興用地課長	佐藤孝志君
復興市街地整備課長	沼澤広信君
上下水道事業所長	三浦源一郎君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤広志君
公立志津川病院 総務課長	佐久間三津也君
復興市街地 整備課長補佐	阿部修治君
復興市街地整備課 復興都市整備係長	遠藤和美君

事務局職員出席者

事務局長	阿部敏克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦勝美

午後 2時20分 開会

○委員長（西條栄福君） 臨時会に続きまして、大変お疲れのことと思いますが、特別委員会よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまより、東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の特別委員会は、当局より本特別委員会に対し復興土地区画整理事業について説明したい旨申し入れがありましたことから、開催するものであります。

早速会議に入りたいと思います。

それでは、復興土地区画整理事業についてを議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） それでは、志津川地区で実施します被災市街地復興土地区画整理事業についてご説明させていただきます。

志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、昨年の平成24年9月に都市計画決定され、その後低地部の土地利活用意向に関する個別相談会や調査、また防災集団移転による宅地の買い取り申し出状況などを踏まえまして、土地利用計画や造成高の見直しを行ってまいりました。今回、この見直し計画に関し、国や県との事業調整がおおむね整ったことから、先日7月31日から8月4日の間延べ6回にわたりまして住民説明会を開催し、住民の方々へ説明をさせていただきました。

本日は、この志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の土地利用計画などの見直しや、今後の事業の流れなどについてご説明させていただきます。

資料ですが、資料1、2、3と3つ配付させていただきました。資料1としましては志津川地区復興土地区画整理事業について説明会時の資料を抜粋し、若干その資料に補足説明を加えたものとなっております。資料2につきましては、土地区画整理事業の流れ、資料3としましては志津川地区復興土地区画整理事業の事業計画書の案、その他A3のカラー図面といたしまして区画整理事業の設計図と造成高を記した造成計画図というものを用意させていただきました。

まず、資料1のほうからご説明させていただきます。今回の見直しは、区画整理事業区域内の民有地約43ヘクタールの地権者を対象に、土地の利活用調査や個別面談などを行い、また

防災集団移転促進事業での買い取り申し出状況などを考慮し、土地利用計画の見直しを行ったものです。

資料、1枚表紙めくっていただきまして1ページ、こちらが昨年24年9月の都市計画決定時の土地利用状況を資料左側に、変更前ということで記載させております。右側、変更後というのが、今回見直しを行った土地利用計画となっております。ちょっと土地利用の色使いが若干変わっていて大変申しわけないのですが、変更前のほうを見ていただきまして、こちらの紫色になっているところ、こちらにつきましては産業ゾーンというふうに位置づけておりました。海側の青いエリアにつきましては水産ゾーン、真ん中ら辺ピンク色のゾーンにつきましては商業・観光ゾーン、あとは緑のところを農地ゾーンということで、施工面積を約60ヘクタールという計画となっております。

今回見直した土地利用計画なんですけれども、基本的には当初の土地利用計画から変わっていないんですけれども、新井田地区あたりで想定していた農地、変更前で若干緑色になっていた箇所なんですけれども、こちらのほうを企業ゾーン・産業ゾーンということで一くくりにするというので、八幡川の左岸側のあたりに集約して振り分けているという状況です。施工面積自体は昨年議決時とほぼ変わっておりません。約60ヘクタールとなっております。

2ページ、お開き願います。こちらにつきましては、今回土地利用計画を見直した案となっております。具体的にそれぞれのゾーニングにおいてどういった街区を想定しているかということを示させていただいています。土地区画整理事業といたしましては60ヘクタールということをご説明させていただいているんですが、60ヘクタールのうち公共用地、要は道路だったり河川だったりというものを除いた面積が約34.5ヘクタールとなっております。この34.5ヘクタールにそれぞれ産業誘致ゾーンとか水産ゾーンということで、こちらの34.5ヘクタールを町として土地利用を図っていくという計画でゾーニングを行っています。

簡単にご説明させていただきますが、黄色っぽくなっている「産業誘致街区」と書いているエリア、これは面積が約10.3ヘクタールとなっております。次、将来の国道45号線の沿道になりますピンク色のゾーン、「沿道商業街区」といたしまして、こちらにはドラッグストアやスーパーなどを想定しております約3.8ヘクタール。その南側赤いゾーン、こちらにつきましては「新たな観光や商業の拠点」、もともとの志津川の町がありましたおさかな通りのようにぎわいをここにもう一度復活させようということで、配置しております。面積としては約1.9ヘクタール。さらに南、海側ですね。水色のゾーンですが、こちらについては水産加工業などを中心とした「産業系の土地利用」を図る。面積としては6.9ヘクタール。次、八

幡川の左岸側になりますオレンジ色のエリア、こちらにつきましては観光と交流拠点、「道の駅等」ということで約3.5ヘクタール。今「道の駅等」と書いているんですけども、想定していますのがさんさん商店街やポータルセンターなどをこちらに、プラス駐車場など、そちらをこちらに再配置するというくらいの面積が、約3.5ヘクタールになっております。さらに、そこから北側につきましては、自然的土地利用を考慮した土地利用計画をしまして、約4.5ヘクタール、さらにその北側につきましては松原公園の復旧ということで約3.3ヘクタールを想定しております。

次、3ページなんですけれども、説明会の中でいろいろ区画整理事業でちょっと聞き慣れない言葉が出てくるということで、おさらいの意味でということで「換地」ということと「減歩」ということを、ものすごいかいつまんでというか簡単にご説明させていただきました。

「換地」につきましては、改めて詳細にご説明するまでもないと思うんですけども、今回の志津川地区におきましては、通常の土地区画整理事業においては一般的には整理前の土地、従前の土地の土地利用を図られている付近に換地をします。例えば十日町で従前土地を利用されていたのであれば、基本的に十日町近辺でということで換地を定めるのが一般的に区画整理事業なんですけれども、今回の志津川のように震災により土地利用が激変して、今回町のほうでも先ほど説明させていただいたように土地利用計画ということを計画した場合には、地権者の意向をある程度聞いた上で、地権者の意向を極力尊重できるようなところの適地へ誘導することを目的に、「申出換地」という手法を今回とることにしております。

例えば、助作あたりにあった農地を十日町あたりの商業ゾーンに換地したいと地権者のほうで申し出があった場合は、そういったことも今回可能になります。ただ、この場合はもともとが農地だったので、我々は助作あたりでは農地ではかってほしいということ計画していますので、その農地だった土地を十日町、要は商業系のゾーンにもってくるということは土地の価値が非常にふぐあいになりますので、農地の土地を十日町にもってくるということは非常に減歩というか、土地がかなり減らされるということになります。ただし、減歩はされるんですけども土地の評価、簡単に言えば価格で示してもいいと思うんですけども、土地の評価としては農地だったときの評価と十日町にもってきたときの評価、価値というものは同じになります。面積はかなり減るんですけども同じになるというようなやり方で、今回の志津川の場合は申出換地というものを基本に取り入れていきたいなというふうに考えています。

ただ、この換地の位置につきましては、もうここにも示させていただいているとおり、公平

かつ適正に定めるために「換地設計基準」というものを策定した上で決めていきます。この「換地設計基準」の策定に当たりましては、土地区画整理審議会というものを設置し、換地設計をすることになっております。後で審議会のこともちょっと触れさせていただくんですけども、基本的に審議会というものは今の区画整理事業区域内、この60ヘクタールの土地の所有者や借地権を有する地権者から、その方々の代表者として組織される委員会です。定数のほうは15名となっております。

4ページお開き願います。ここで、「減歩」というものを説明させていただいていますが、書いているとおり要は区画整理事業が入ると道路や河川などの公共施設のために用地等を生み出す必要があるため、民地の地権者の方々から少しずつその分を生み出していくというような仕組みになっていきますので、この分、これによって減らされた面積が減少することを「減歩」と言っております。その減少する割合を「減歩率」というふうに言っております。「減歩率」については6ページのほうで示させていただいてるんですが、また後で説明させていただきます。

5ページなんですが、こちらのほうが土地区画整理事業の整理前後の面積の対比表ということになっておりまして、整理前となっているところの公共用地の計が現時点で16.9ヘクタール、宅地が42.8ヘクタール、あと測量増減のところ0.4なんですが、合計60ヘクタールという割合になっていまして、これが整理後においては公共用地が25.6ヘクタール、約9ヘクタール程度多くなります。その分宅地のほうから減歩していただいて、宅地のほうが減るというようなこととなります。一番公共用地がふえているのが、道路のほうで2ヘクタール程度、あとは河川のほうはどうしてもL1対応ということで、かなりバック堤になりまして民地のほうを必要とするということで、河川としての必要な面積がふえているということで、公共用地のほうにふえております。

6ページお開き願います。こちらに「平均減歩率の案」ということでお示しさせていただいています。先ほどの従前の整理前の宅地面積と整理後の宅地の面積というものがあありますので、そこから算出される減歩率というのが、約平均なんですけれども16から17%となっております。これは、やはりあくまでも平均なので、先ほど換地の中で説明させていただいたとおり、助作の農地で農地やっていた方が商業ゾーンに換地したいという希望の場合は、この減歩率というのがものすごい大きくなるというふうになります。あくまでも平均ということで、実際個別の土地ごとに異なるというふうになります。

真ん中ら辺に、「土地区画整理事業等による土地の買い取りについて」ということをご説明

させていただいています。こちらにつきましては極力減歩率、要は公共用地として生み出す民地を極力減らすために、土地区画整理事業として土地の買い取りをさせていただいています。土地の買い取りといっても、現時点で防災集団移転促進事業により買い取っているものもあるんですけれども、これとは別で区画整理事業として土地を買い取るということをさせていただいています。この買い取りの条件というのを、町のほうでは決めさせていただいてまして、下の青枠で囲われている5項目に該当する土地で、かつ面積が小さくなるものから買わせていただいております。

これは、何で面積が小さくなるものからかということ、現時点で面積が非常に小さいと換地後仮に平均でいう16%で減歩がされたとすると、さらに面積が小さくなって、非常に換地された後の土地利用というのが図られないというふうになると考えまして、現時点でこれら5項目をまず満たしている土地で、面積が小さいものから順に買わせていただくことで、将来的に換地された後の地権者さんの土地利用というものが、特に不公平というか不満が出ないようなことになるのかなということで設定しております。

次、7ページをお出してください。7ページのほうには、一応事業の収支ということで支出と収入ということで書かせていただいています。支出というのはこの区画整理事業でかかるお金でして、種別それぞれ計上していますが、トータルとして74億3,000万円を今想定しております。この74億3,000万円を賄うために、収入ということで書かせていただいています。そのうちの57億円程度が復興交付金で、公共施設管理者負担金、我々「公管金」と言っているんですけれども、公管金につきましては17億6,000万円、これは国や県からの負担金、要は国道だったり河川だったり防潮堤だったりを建設するために、本来であれば管理者みずからが用地買収してやらなければならないものを、その用地買収を仮にした場合どれくらいの費用になるかというものを算出しまして、そのお金を町のほうに負担していただくと。そのお金をもらって、町のほうで換地をしていくというふうになっております。これらの2つのお金があることで、結果的に町の単独費というものは全く発生しないというふうになっております。

次、8ページお開き願います。事業の手順ということで示させていただいています。こちらにつきましては、それぞれ左の1番から右に向かって11番ということで、都市計画の決定から土地建物の登記、この時点で区画整理としては完了、この⑩番を迎えて初めて完了となります。都市計画の決定につきましては、昨年9月決定されております。この三角のところが、現時点となっております。次の②の事業認可というものを、県のほうと今事前協議等を

してまして、早ければ9月末までに認可を取れるようにということで調整しております。

ただ、この事業認可に先立ちまして、先ほど言っていた事業計画書の縦覧というものをさせていたいただかなければならないので、資料の3でつけております事業計画書につきまして8月9日、要はきょうから8月22日までの2週間、縦覧をさせていただいています。縦覧場所については、役場の復興市街地整備課の前に縦覧コーナーというものを設けてまして、そちらのほうで自由に見れるようになっております。あとは、これを踏まえまして意見書等の受け付けをしまして、それが9月5日まで意見を述べることができるというふうになっております。

実際の認可に当たっては、認可申請というものを県のほうにしなきゃいけないんですけども、認可申請するに当たっては、これもちょっと後で説明させていただきます施行規程をまず定めなさいというふうなルールになっております。この施行規程というのは町の条例で定めることになっておりまして、こちらにつきましては9月の定例議会で、その施行規程の条例に関することを提案させていただきたいと思っております。その9月の定例議会で施行規程の条例の議決を受けてから、事業認可の申請というふうになります。それを受けまして、早ければ9月末くらいには認可のほうを取れるようにということで、鋭意県のほうとは事前調整させていただいています。

実際、この赤い矢印で⑥で工事というものを赤で示させていただいているんですけども、実際は本来であればこの図面に示しているように事業認可、審議会の設置、換地設計、仮換地の指定、要は地権者の方がもうほぼほぼどこに換地されるのかということ指定してから工事となるのが、これは通例なんですけど、今回の場合は早期完成を図るということの観点から、事業認可前に各地権者の方から起工承諾をいただきまして、事前に準備工事などをもう行っております。もう起工承諾につきましてはほぼ9割以上、ほぼほぼの方々から承諾をいただいているということになっております。

2番の事業認可を9月末まで仮に取れたとすると、次3番の審議会の設置となります。こちらにつきましては、選挙などの手続というのもありますので、それらの手続を10月上旬くらいから行って、12月中には何とか設置、審議会の発足をさせたいなというふうに考えております。

先ほどちょっと説明抜けてしまったんですが、実際のこの換地の設計だつたりに当たりましては、もう一度個別に地権者の方々と個別の面談ですね、郵送とか電話とかそういうのではなくて、個別に面談方式でもう一度換地の意向調査というのをさせていただきたいと考えて

います。先ほど言ったとおり、どこに土地を持っていて、どの辺に換地してほしいのか、または換地するに当たってはどのような将来商売をやっていくのか、農地をやっていくのかとか、そういったことを聞き取りを行いたい。その前に、説明会確かにさせていただいたんですけども、かなり概要的な説明にもなっていますので、そもそも区画整理というのはどういうことかということも、その中で説明させていただきながら、1回と限らず納得いくまで、また換地の考え方、将来の換地される行き先とか、そういったものの結論が出るくらいまでとにかく相談会を個別に面談方式でさせていただきたいなというふうに考えております。

こちらにつきましては、どういう内容で面談をしていくかというのを今まさに詰めていまして、早ければ9月中旬以降順次、対象地権者の方が約450名ほど今いますので、それらの方々に個別に連絡をとって、9月中旬以降相談会、調査のほうをさせていただければなと思っております。

9ページには、「まちびらきに向けた展開」ということで、早期に造成を完成させ、志津川の復興を先導するための街区「早期まちびらきエリア」というものを2カ所設定させていただきます。こちらの2カ所につきましては27年度の上半期、要は現時点から約2年後にはまちびらきとしてこちらの土地のほうが利用が図られているというような目標を立てまして、優先的に造成のほうをしていくというふうに考えています。造成だけしても、例えばこの十日町ら辺で囲っている黄色のエリア、「観光・交流の復興を先導するエリア」というふうに位置づけているんですけども、こちらのほうを優先的に盛土していても肝心の八幡川の左岸ができていないと、土のほうがこぼれてしまいますので、こちらのほうは施行主である県のほうにも町のこういった早期にまちびらきを開くんだよということの目標を共有していただいて、とにかく優先的に八幡川の左岸、しかもこの区域、この施行箇所の施行を終わるように工事の発注等をするように、今調整をさせていただいています。

同様に、「水産加工業の復興を先導するエリア」と位置づけている箇所につきましても、新井田川と防潮堤に囲まれているエリアでありますので、我々が造成工事を優先すると同時に、防潮堤と新井田川の河川の復旧についても、とにかく優先してもらえるように調整しているところです。

10ページに事業スケジュールを示させていただいています。用地買収と示しているところにつきましては、先ほど土地区画整理事業、防集事業とは別に土地区画整理事業で買収させていただくと説明させていただいたものを、取得させてもらうものです。こちらにつきましては

は、もう地権者のほうリストアップ終わってしまっていて、間もなく来週以降該当する地権者のほうに通知するというふうな準備が整っております。

下の起工承諾につきましては、もうほぼほぼ9割以上の方の起工承諾を得ております。事業計画で事業認可となっているところが、これが9月末くらいまでの認可を目標としているところなんです。あわせて個別相談会をさせていただいて、換地設計、仮換地の指定を来年の下半期くらいまでさせていただくと。ただし工事につきましては、その起工承諾をもって「早期まちびらきエリア」のほうを優先的に工事のほうもう入っておりますので、2年後には宅地の引き渡しをしまして、土地の使用収益の開始というふうに考えております。

ただ、非常に区画整理事業エリアとして60ヘクタールというかなり広いエリアになりますので、順次盛土工事、高台から発生する土を盛るということになっているんですけども、造成工事のほうをしていきまして、完成次第順次宅地の引き渡しを行って、使用収益の開始を図っていくんですが、どうしても最後の換地処分という事務手続等を踏まえますと、平成30年くらいまでかかってしまうんじゃないかというふうにスケジュールを立てております。

資料2につきましては、土地区画整理事業の流れというものを簡単に示させていただいております。上から、「調査・測量」についてはもう実施済みです。「地権者への説明」というのも、昨年もさせていただいたんですが、見直し後の計画につきましても先月来延べ6回開催させていただいております。現時点でこの四角で囲ったところ、施行規程や事業計画の決定、または区画整理審議会の設置というところが、近々の事務手続の現時点での場所になっております。先ほど説明させていただいたとおり、施行規程につきましては土地区画整理法上町の条例で定めなさいというふうになっておりますので、9月の定例議会に諮らせていただきます。

区画整理審議会の設置につきましては、こちらは地権者の代表の方で組織されるものなので、選挙等の事務手続を経まして12月くらいには設置できるのかなと。ちょっと人数なんですけれども、これも区画整理法上60ヘクタールというふうになりますと、審議会の人数は15名というふうに定数が決められております。15名のうち、学識経験者を3名置けますよというふうになっておりますので、実質12名の方が地権者の代表の方で組織される人数のかなと。定数はあくまでも15名なんですけれども、そのうちの12名の方が地権者の代表者というふうになるというふうに考えております。

以降、換地設計等を順次させていただきまして、最後の「登記・清算」というのが平成30年くらいまでかかるのかなというふうに考えております。

資料3のほうに、志津川都市計画事業「志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業」の事業計画書の案というふうにつけさせております。こちらにつきましては、再三説明させていただいているとおり、早ければ9月末ごろに事業認可を得られるように県と協議を重ねておりまして、その前提となる事業計画の縦覧を現在行っております。資料3につきましては、今縦覧を行っている事業計画書のコピーをつけさせていただいているんですけども、本日の縦覧図書にはこのほかに図面のほうが大判でついておりまして、今回それは省略させていただいています。

この事業計画書の概要版的なものが先ほどの資料1、要は説明会で説明させていただいた資料になっておりますので、事業計画書自体の詳細な説明は割愛させていただきますが、資料1で概要版として示したものについて、施行地区内の土地の状況や土地利用の設計方法などをより詳細に記載しているものとなっております。

最後に、A3の図面で2枚つけさせていただいていますが、1枚目は区画整理事業の設計図ということで、赤い細線で施行地区の区域界、要はここが囲まれたエリアが60ヘクタールです。オレンジが幹線道路、国道45号や国道398号となっております。赤が街区道路ということになっています。その他、緑が特殊道路、黄緑が公園、あと水色が河川、黄色が堤防や防潮堤の護岸というふうになっております。

2枚目のほうに、造成計画高という図面をつけさせていただいてまして、FHという数値で示させていただいているんですけども、FHイコール今回の場合はTP、海拔というふうに捉えてもらって結構です。例えば十日町付近だと国道45号と398号の交差点が約10.6メートルの高さになります。なので、その沿道につきましても道路とほぼフラットということで、10.6メートルとか10.4メートルというふうな高さで今回造成させていただくものです。

これまでですと、例えばこの八幡川の左岸のところを見ていただくとわかるんですけども、八幡川の堤防自体は8.7メートルのL1堤防で復旧しますと。その8.7に対して、造成高は約6メートル程度ですよということで、その造成後の土地に立つと若干堤防がかなり目線に入るような、2メートルから3メートル程度の堤防が目の中にあるようなイメージだったんですけども、こちらにつきましても造成高を一応上げるということで、計画のほうをもう一度検討しまして、結果的には八幡川の左岸では約10.6メートルとか11メートル、要は堤防の天端高よりも造成高のほうが高いようなことになっております。これも説明会のときに説明させていただいたんですが、今の志津川の市街地がそのままぐっと上がる、10メートルというのは過大ですけども、今の市街地がそのままぐっと上がるようなイメージで捉えて

もらって結構だと思います。

ただ、どうしても橋のところは堤防の上を通ることになりますので、まして橋はかなり橋の長さ自体もありますので、我々桁高と言っているんですけども、この橋の厚さが大体3メートルから4メートルくらい出ちゃうのかなということで、今国土交通省から言われているのがちょうどこの橋の上では大体12メートルくらいですよというふうに言われていますので、決して造成された後の市街地に立って1面がまっ平というのではなくて、やはり橋の部分がどうしてもかまぼこ状に出ているようなイメージになります。

以上で、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 担当課長による説明が終了しましたので、これより質疑に入りたいと思います。

これまでの説明に対しまして、伺いたいことがあれば伺っていただきたいと思います。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 大体わかったんですが、ちょっとお尋ねします。

市街地ですね、いろいろ計画されているんですが、その時点で例えば観光・交流地点の土地がありますね。そこに何かお店を持つとか自分で計画立てたいと、そういうときはその土地は自分で買うようになるんですか。それとも、町で計画したところに借りるというか、そうしながらそこで事業が展開できるのかどうか、それが1つです。

それから、今ちょっと私も心配していた最後に説明があったんですが、かさ上げの問題ね。かなり具体的に出てきたので、この時点でこれでやるのかなと思ったんですが、そうしますと今心配されている防潮堤の話もあるんですが、海が見られなくなるんじゃないかとか、それから道路とかなりの差が出てきて大変道路が見えにくいとか、いろいろそういうことが出てくるんでないかなという気がしたんですが、その辺はどういうふうになるでしょうか。

それから、先ほど換地という言葉が出てきたんですけども、その換地に対するこの土地を持っている方たちの考え方というか、そういうのはもう既に納得してその土地を提供するというか、買い取りしてもらおうというようなことがされているのかどうかということ。3点、その辺お願いします。

○委員長（西條栄福君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、資料1のほうの2ページですね。1点目の土地について将来事業再開する場合、土地を買うのかまた借りるのかということなんですけれども、例えばこちらのオレンジの観光・交流拠点というところは、現時点ではこちら全て町有

地で想定しております。なので、底地が町有地なので、まず2年後に町を開いていただかなきゃならないので、まずは土地を購入してまでも営業再開できるような資金力がちょっとないとか、また我々イメージしているのが皆さん商店街自体をいつまでもあそこというわけにはいきませんので、あのような商店街をこのまままた町有地を集約したこういった土地で再開していただければなというふうに想定しています。

ただ、こちらにつきましても、今後の個別の相談会でどうしてもこのオレンジのところでは自分の土地を持って、自分の土地の上で何かやりたいというふうな意向があれば、そちらはその換地設計の中で決めていくことになります。ただ、町としましてはここはやはり観光と交流の拠点と位置づけていますので、個人的に非常に小さい土地で、何かこの交差点の角でとか、また道路の沿道で事業をやりたいというふうな意向を仮に示されても、恐らく換地設計をする審議会ですね、その審議会の中で「それでもいいよ」というふうになれば換地は可能だと思うんですけども、ただ町の計画としましてはここは観光と交流拠点ということで位置づけていますので、その意図に合った土地利用が図れるのであれば、個人で土地を持ってまたここで事業を再開するというのも可能になると思います。

ただ、現時点ではこちらにつきましては町有地を全て集約しているような形になっておりますので、何かやる場合は貸すと、町の土地を借りながらの営業というふうになると思います。

次に、2点目の造成高についてなんですけれども、造成高と道路や防潮堤の高さの関係なんですけど、ちょっと造成計画図のほう見づらくて申しわけないんですけども、黒数字で示させていただいたのが造成高になります。ところどころ赤色で示されている、道路上に赤で示させていただいたんですけども、こちらが道路だっりの道路高というふうになっております。先ほど言ったこの十日町の398号と45号の交差点につきましては、道路高として10.6メートルというふうに計画されていますので、黒い数字である宅地の造成高につきましては10.6メートルだったり10.4メートルなので、ほぼ道路とフラットというふうになっております。

また、防潮堤のほうにつきましても、防潮堤自体は8.7メートルなんですけど、その背後につきます道路高につきましては約10メートル程度、10メートルや11.3メートルという数字が赤くなっているんですけど、そちらの北側に我々が造成する高さとしてほぼ道路とフラットというふうになっていますので、結論から言いますと造成後に造成地に立ったときに防潮堤が見えたり堤防が見えたりということはないというふうにイメージしていただいて結

構だと思えます。

あと換地につきましては、まさにこれから設計に入りますので、個別に地権者の方々の意向を確認し、換地のほうをしていきたいと。買い取りというのは、今防災集団移転促進事業で買い取りはさせていただいていますので、そちらはそちらの基準に合った状況であれば申し出があれば買っていくというふうになると思います。基本的には、防災集団移転促進事業で買えない、その規格に合わなくて買えない土地、または自分でここに土地をこのまま持って土地利活用を図りたいという方々もおられますので、それらの方々に對しまして個別に相談会を開催させていただいて、換地していくというふうになっております。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 今最後に言いました換地、なかなか個人的に売らないというか、自分で利用したいという人たちも出ているというお話でしたね。最終的には、その方たちにもきちっと説明しながら、その計画どおりやらなくちゃいけないかなと私は思うんですが、その辺が今心配しているところです。

先ほどさんさん商店街の例を出しましたけれども、例えばここに新たな観光・商業地点、「旧おさかな通りのようにぎわい」というところがあるんですが、例えばここで自分が商売したいと、そういう人たちはこの土地を自分で買わなくちゃどうなのかということを私は先ほどもちょっと聞いたんですが、その辺がどういうふうになるのかももう一度お願いしたいなと思えます。

それから、このかさ上げ土地と道路のかさ上げの問題なんですが、そうしますと今道路が45号線からいろいろな道路ありますが、この既存の道路じゃなくてもっと高くしてかさ上げと同じというか、ここに書いてありますけれどもこれくらいの既存の道路よりもっともっ高い道路ができるというふうに考えてよろしいんですか。ちょっとその辺も含めて、もう一度お願いします。

○委員長（西條栄福君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、1点目の換地につきましては、済みません、説明が足りなくて大変申しわけないんですけれども、まず昨年来この低地部の土地利活用意向に関する調査とか個別相談会というのを、昨年10月から11月の間でさせていただいています。それが取りまとまったのがことしの2月なんですけれども、その中でももちろん防災集団移転促進事業なので買い取れる条件にもあるんだけど、自分としては低地部に残って事業を継続したいという方々もおります。そういった方々が、じゃあ仮に換地されるとしたらどこ

に換地されたいですかという意向確認もさせていただいてまして、やはり大概残りたい方はこちらのピンクのエリアだったりこの赤いエリアだったので、我々としましてはそういった残りたいという意欲がある方々をこちらの沿道のほうに誘導するというふうなことで、このピンクの沿道商業街区と、やはり国道沿いなのでできれば大型店舗ですね、ドラッグストアやスーパーなどある程度の駐車場があるような大型店舗をこちらのほうに配置し、この周辺で土地利用を図りたいと意向を示された方々はできればこのちょっと濃い赤いゾーン、要は「旧おさかな通りのようなにぎわい」と我々が想定した約1.9ヘクタールの中に個々に換地をしていただければなというふうに考えています。

なので、仮にこの赤いところに換地を希望された方は、もともとこの低地部に土地を持っていた方なので、新たに土地を購入したりということではなくて、こちらのほうに土地を換地するというふうになっております。

2点目につきましては、道路高と造成高の関係なんですけれども、道路高につきましては先ほど説明させていただいたとおり、この赤字で示させていただいたのが道路高になりますので、例えばこの八幡川の橋の上だと約12メートル、交差点の中だと10.6メートル、どんどん10メートル、9.85メートルとか、道路高になりますので、我々としましてはできればこの道路高と段差が出ないように、道路とフラットになるような形で造成高を決めていますので、造成後の土地が道路より低くなると、多少の低さはあると思うんですけれども、極端に道路のほうが上がるとか、そういったことは橋の部分以外はないというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 大瀧委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。山内昇一委員。

○山内昇一委員 いろいろ資料をいただきましたが、まずこの土地区画整理事業という図面の中で、旧街区のいわゆる土のかさ上げの部分というのは、それぞれの地区が数字的に出ている。これがランダムにあるんですが、全て高さが違うというのは、これで図面ができた場合はどうなんですか。でこぼこではないんだと思いますが、これで平らになるんですかね。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

それから第2点目は、この資料1のほうでお願いしたいんですが、資料1の2ページの図面の中で、松原公園の復旧（公共用地）とグリーンであります。この区域というのは将来いわゆる震災公園の設置とかそういったものを見込んでいるのか。それから、面積的にはこれでどれくらいあるのかお尋ねしたいと思いますし。

3つ目はですね、町の示すいわゆる各ゾーンが示されていますが、例えばドラッグスーパーとか、あるいは観光商業拠点とかそういうふうを示しておりますが、私が考えるにはちょっと心配なのは、いわゆる民間が今進めている商店あるいは店舗といったようなものと二極化しないのかな。その辺、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず1点目の造成高につきまして、でこぼこになるのではないかというご質問に対してなんですけれども、我々としましては例えばこちらの企業誘致ゾーンと想定しているFH16メートルとか13.5メートルとか11メートルというふうにさせていただいているんですけれども、こちらのほうはある程度大規模な、ある程度の大きさを持った土地を一応用意しなきゃいけないんじゃないかと想定しまして、こちらについて3区画今想定しています。この3区画の土地が、結果的には3区画の土地の中でばらばらにはなっているんですけれども、一応1区画1区画で見ればその中の土地というのは平らな土地になっていますので、さらに例えばこれをもうちょっと大規模な土地にしたらいんじゃないかというふうな要望だったり、そういうことがもし今後あればこちらの3区画が仮に2区画になり、または1区画になりということで、そうなればそれぞれの区画で造成高がフラットになりますので、個々の土地ごと見ていくと確かに段差、でこぼこになるような数字にはなっているんですけれども、実際は整備後は道路自体もどの地点とっても全てにおいて高さと同じという道路ではないので、その道路の勾配に合った造成高になっているのかなというふうには考えております。

あと、2点目の資料2ページの多分八幡川の西側の件について、済みません、この松原公園の復旧ということで八幡川上流の左岸側に、先ほど説明させていただいたんですけれども、これはもともと海側にありました松原公園をそのまま復旧するということですので、こちらのほうが震災公園になるというものではありません。

3点目の商店の二極化になるんじゃないかという質問ではございますが、一応想定しているのがドラッグストアや大型店舗ということで想定はさせていただいているんですけれども、そこはやはり民間の考え方でそれなりに需要があり競争できるというふうに判断された民間であれば、同じような商業でもこちらのほうに配置してくれるのかなど。または、このかわいはドラッグストアも薬王堂さんですかね、あるんですけれども、また別な違った商店、あくまでもドラッグストアやスーパー等ということでイメージさせていただいていますので、その辺は二極化になっても競争が、もちろん営業がやっていけるような店舗であれば進

出していただいて、またはどうしてもかぶるようであればまた別な何か商店というものを、実際には張りついていくのかなというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 最初の図面のでこぼこの件ですが、これはフラットになるということでそれは安心しました。ただ、ここは今までは危険区域ということで人が住めない、職住分離といいますか工場とかあるいは店舗のようなものは可能だということだったんですが、今度はこの時点で危険区域は解除になるのかどうか。

それからあと2つ目の分は、これは震災公園とは違うということで、でしたらどの辺がそうなるのかお尋ねしたいと思います。それから、もっと空白の部分がまだ示されておりますが、どのような活用になるのか。

それから3つ目は、これは今課長お話ししたとおりで、これはどうしようもないことかなと思いますので、できるだけそのような競争原理に基づいて町が活性化になることが望ましいのかなと思います。その辺。

○委員長（西條栄福君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まずは災害危険区域につきましては、結論から言いますと外れることはありません。なので、こちらにつきましては住宅等の建設というのはいずれにしても不可というふうになっております。

2点目について、祈念公園的なものはじゃあどこかということなのですが、今想定してありますのがこの八幡川の右岸側、西側のちょっと濃い緑色になっている箇所、約ここは5ヘクタール程度なんですけど、こちらにつきましてはまちづくり協議会のほうとも調整させていただきまして、そちらの意向をある程度取り入れながら、今まさに検討しているという状態であります。

あと、3点目の空白の区域というのが、済みません、図面でいうとどこの空白……、真ん中ら辺ですか。ああ、そうですね。はい、わかりました。この真ん中ら辺につきましては、現在ヤマハになっておりますので、土地利用はそのままというふうに考えています。

○委員長（西條栄福君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 そのほかにもいろいろございますが、とりあえず1回に全部というわけにいきませんので。町の復興というのは、まずもって市街地とか旧市街地の活用が一番優先されると思いますので、ぜひ早めにこの設計、あるいはこの事業に基づいた進め方をとにかく早くやっていただきたいなと思います。よろしく。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 二、三、お聞きしておきたいと思います。

被災地復興土地利用ということでご提案されてあるわけなんですけれども、まずもって示されてあるのは職住分離型で図面が示されてあるというふうな受けとめ方をさせてもらっております。そこで、1つはこの新井田川のほうですよ。旧市場から新井田川の上流までの示し方なんですけれども、その中で産業誘致区画があります。この産業誘致は、どんな産業を誘致するのか、まずもって1点聞いておきたいと思います。

それから、ここに新たな観光あるいは商業、商店街、旧おさかな通りのようにぎわいというようなこと。それからその下、市場の後ろになろうかと思いますが漁港施設と水産加工業と、こういうふうにあります。この水産加工業はどんなことを考えてあるのか。

それから、もう1つは八幡川に沿った緑地地帯、前者もお尋ねしていましたが、農地の緑の部分ですね。自然的土地利用を考慮した土地利用の計画ということでもありますけれども、これはどういうことを考えてあるのか。この、一応3点をまずもってお聞きをしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私のほうから、1点目の産業誘致ゾーンの関係について、今お話しできる範囲ということでご理解いただきたいんですが、天王前から新井田地区までこの約10ヘクタールということで、実は産業ならず水産にしるそれから観光・商業にしる、はっきりとまだその面積が決まったわけでもございません。先ほど市街地整備課長が申しあげましたように、土地所有者の方々との最終の意向確認をした上で換地の場所が決まるということでございますので、場合によってはこの色が変わるということがありますので、まずもってここを前提にご理解いただきたいと思います。

それから産業誘致でございますが、下のほうの水色のほうにつきましては水産業中心ということで、こちらの新井田のほうにつきましては、比較的事業所によっては面積を大きく必要とするようなそのような業種、業態がいいのではないかという考え方で今おります。ただ、個々具体的に事業主、マーケットを当たっているということではないんですけれども、例えば自動車関連、運輸、通信、保険、そういった大きな面積を必要とするような企業に対してお誘いをしてはどうだろうというような状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） じゃあ、3点目の八幡川の左岸の農地についてなんです

けれども、こちら約4.5ヘクタールなんですけど、全てを同じような利用目的では考えていませんで、こちら60ヘクタールの中にもともと農地だった土地があります。新井田地区だった助作だったりということで、もともと農地だったものをこちらのエリア、ゾーンに集約する、換地するという想定で集めているというイメージでもいいと思うんですけども、こちらのほうに集約した結果4.5ヘクタールと。うち、町の土地というのもこちらに集めていますので、町としましては震災前に戸倉地区にあったような自然環境活用センター、面積的には非常に小さかったんですけども、こちらのほうの活用センターのようなものや、観光農園や市民農園というものをこちらのほうで想定しています。そのほかにつきましては、換地された民地になりますので、それぞれの地権者の方々にそれぞれ農業なりを営んでいただくような場所というふうに位置づけております。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 面積的な規模はお示しのとおりで、できるだけ広くそれはとってまいりたいというようなことをございますけれども、まだ具体性の案は出ていないというような全般的なお答えだろうと思います。

ここで、ひとつ考えられないことがないかなということを感じたわけでございますけれども、それは町長はよくマニュアルにもあるとおり6次産業化を言っているわけですよ。この6次産業化の中で、ここに農林業のスペースが出ていない。農林業のスペースが出ていない。今の答弁でもわかるとおり、出ておりません。それで6次産業化、やはり主導権は行政なりでとっていただいて、その関係機関に網羅していく、あるいは農家にそれを普及させる、そういったプロセス、行程が私は必要ではないかなと、こんなふうに考えているわけでございます。

そこで、やはり6次産業化で何をしたらいいかということなんです、農林業。例えば一例を挙げましょう。この農地集約しているところには、田も畑もつくらないというような感じ方を今の答弁でしたわけでございますけれども、もちろんそういう復旧をしても米の値段あるいはコストの面から考えた場合には、農家はやる気を今なくしているわけでございますから復旧は無理だろうと、こういうふうに思うわけですよ。そういうことからすれば、何をもちって農林業の復興・再生をするかといえば、やはり町長が常々申されている6次産業化だろう。それがこの文言なり図面には出ていないということは非常に残念だなと、そういうふうに思います。

それで、例えば米をつくるとするならば、そのつくっているところにつくっている生産者に

は米をつくらせて、そして二等米、三等米、四等米になった場合に、格段の値段の差があるわけだ。そのときに、6次産業化によってパンを製造するとか米粉をするとか、そういうような施設があって買い取りも500円でも1,000円でも高く買えるようなシステム構成がなぜなされないかというふうに、私は思うんです。それが農業を救う手だてであろうと、こういうふうに私は常々考えておりますから、この考え方をぜひこの図面の中に入れていただきたい。農業に対する6次産業化。

それから、第1次産業でも水産加工は出ているわけだけれども、6次産業化の農業には出ていない。林業であったらば、例えば林業であったらば、前回も申し上げましたけれどもバイオです、バイオ。それは、8割といてもいいほど南三陸町には山林資源があるわけだ。そういうものを、今の木価を考えますと、素材の値段を考えますと、50年も70年もたったその素材価格が余りにも林家をばかにしたような値段なんです。あるいは、南三陸町の杉ということで今売り出しているんだけど、今度の住宅地についてもそれを利用する被災民が少ないところをどうにか生かしていく、そういう考え方とか。あるいは、バイオにして時代の流れに並行してついていくというようなことも考えられるために、ぜひここ第1次産業、農林業の部門で字句にも明記していただきたいし、そういう場所を設置していただきたい。それが農林業を救う、未来に希望を持たせる第1次産業の夢構想、つまりまちづくりのためのストーリーワークとして私は必要不可欠なものだと、こういうふうに思いますが、いかがですか。この関連、町長だな。町長、答弁。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大分力説をいただきまして、ありがとうございます。

これは先ほども課長言っていますように、これはある意味これからどういうふうなものを張りつけていくかということについて、具体的に考えていきます。したがって、今ご案内のように6次産業に向けた形の中での土地利用ということでの指摘でございますので、当然そういう視野も入れていきたいというふうには考えております。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 町長は常々6次産業化を言っているんですから、ただいまの説明では入れていくということなんですけれども、ただいま提案されている図面あるいは文言にはそういうのが記載されていないから、言ったことは忘れてしまうもので、町長はうまいこと言って「また、町長はうまいごだや」というのが大体受けとめ方だから、そういうようなことでなくてちゃんと図面に明記してくださいと、私はお願いしたいですよ。そして、やる方向で実行し

てほしいんだということをお願いしたいんですよ。どうですか担当課長、町長言っていることだけではだめですから、担当課として、担当課長として、どうですか。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。ああ、まだありますか。

○鈴木春光委員 町長でなく、担当課長から聞いているんだけどね。町長は詳細についてはすぐ担当課に振るんだけど、担当課だって私たちは町長が答弁しているものとして受けとめているんですからね、私たちは。町長が担当課に振ってやったって、私たちは町長を支えるために、町長が答弁しているんだというふうな考え方で常々全てを担当課長が答弁するときに私たちは聞いているんですから、そういう意味合いで担当課長、どう思いますか。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1次産業であれ2次産業であれ3次産業であれ6次産業であれ、ここに産業誘致街区ということで明確に記入しておりますので、それは6次産業であれ何次産業であれ、こういう分野にはしっかりとその張りつけはしていく、そういうことも考えているということです。

○委員長（西條栄福君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 議員おっしゃるとおり、こちらの4.5ヘクタールにつきましてはちょっと細かい数字説明させていただきますけれども、現時点で民地が2ヘクタール、町有地が約2.5ヘクタールというふうに内訳、現時点でなっております。なので、基本的に民有地につきましては換地なので、個々の地権者さんが何やりたいかと、基本的には自然的土地利用ということで農地をやっていただくことで換地するんですけれども、残りの2.5ヘクタールにつきましては町有地というふうになりますので、その中で今おっしゃられた6次産業的なものが可能なかどうか、そういったものを導入することでこちらのほうの土地利用が図られるというふうになれば、もちろんそれは検討事項の中の1つには入ってくるというふうに認識しております。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 町長答弁のとおり、6次産業化も含まれているというご答弁でございますけれども、しからば第1次産業の中でなぜ水産加工というような文言がここに記されてあるか。そういうような記載の仕方、考え方をここに残していただきたい。そうでないと、この次は答弁が変わる可能性が往々にしてある、そこが信頼性なんです、信頼性。変わってきていなければ、私はこういう強いことは言いませんよ。

今まで6次産業化、何年かかりました。6次産業化、町主導でやったことがないでしょう。

つまり、農林業に対する6次産業化ですよ。農林業に対する6次産業化。それは、生産される農家に何を意欲づけて、農家所得をふやしていくかということなんです。そういうことを、ぜひ考えてくださいよ。この図面の中に足してくださいよ、ここ、空白があるから。松原公園の復旧のその下に、JR気仙沼線とここの、簡単でしょう、ここ。ここ、空白の状態。そういうこと、できませんか、できますか。やる気がありますか。担当課長、あなたはその担当の責任者ですから、あなたがやるとなれば町長を大きく支えることになるんですよ。町長の信頼性はそこからできるんですから。どうですか。

○委員長（西條栄福君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、産業誘致とそれから漁業、それからあえて農林業をという部分ですけれども、先ほど私が新井田地区の産業誘致区画の10ヘクタールにつきましては、細かくまだ業種については決めておりませんと。それで町長が申し上げましたように、産業でございまして、農業、林業、全て含んだ形での産業誘致というふうなお考えでよろしいかと思えます。例えば、この場所にパンの工場ですとか小麦粉の工場ですとか、そういったマーケットさんがおられれば、積極的に町はここを勧誘するというふうなことになるかと思えます。

それから、なぜ水産業のほうを先行してというふうなことなんですけれども、一方では町としては企業の誘致、そして市街地の盛土を早く進めながら町の復興の姿を見せたいという思いもあるわけです。そのときに、奥地のほうに水産加工場がどんどん行ってしまうと、非常にやはり流通の面ですとか市場から遠くなる、あるいは海水を引かなければならないというふうな条件から、どうしても海に近い場所に先行して水産加工用地をつくり、その土地でよければお出でいただきたいというふうな誘致活動をしなければならぬ事情もありますので、あえてここに特記したということでございます。ただやみくもに「市街地をつくるから、どここの水産加工屋さんに来ていただけないか」ということでは、やはり説得力がないというふうなことで、ここの旧五日町の「道の駅」と書いてありますけれども、道の駅などのような集合体を商業施設として、そして大森地区、この三角形のおむすびのようになりましてけれどもここを水産と、そのように今決めたというのが理由でございます。

○委員長（西條栄福君） ご理解いただけませんか、鈴木委員。

○鈴木春光委員 まあ、理解力も私一番早いですよ、そんなことは委員長から言われるまでもなく。そういうことで、なぜここに入れられないかということなんです。今の企画課長、町長、みんな答弁は同じですよ。そのとおりに考えていたならば、農林業の分もこのように明

記するのが通例といいますか本当じゃないんですか。本当に今の答弁のとおり入れますか、そうしたならば。今までの答弁でそういうことが何回もあったけれども、そういうことは信頼できませんよ。ちゃんと文句をうたいなさいよ。あるいはスペースがあるから、この緑のところになったら、土地利用のために農林業の分はここに置きましょうというようなことを、ちゃんと入れてください。そういうふうをお願いします。

○委員長（西條栄福君） ほかにありませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 市街地のこれから土地利用の計画案といいますか、これからの事業の流れ今説明うけて、図面、設計図見ております。で、黄色の部分の堤防護岸8.7メートル、防潮堤、バック堤の図面ですよ。皆さんおわかりのとおり、町内の団体から議会宛てに、防潮堤だけではなく、防潮林といいますか木を植えたり、そういったこともやってほしいと、防潮堤だけでなく。議会、それを採択しているんです、皆さんおわかりのとおりね。で、この防潮林とか木を植えて防潮堤のかわりにするような計画がここで示されていないんですね。この計画を実行する上で議会の議決を得たいと、条例か何かでね。そのときに、議会はこの案で果たしてみんな了とするかどうか。この防潮堤でなく防潮林、木を植えてくださいというのを陳情で採択しているわけですから、採択は採択だと、この事業はこの事業だということでした理由づけ、私ども今、私はですけども、見つからないんです。時が変われば気持ちも変わったということでもいいかどうか、その辺なんですね。

ですから、この木を植えたりとかという計画は、これ全く考えていないのかどうか。その辺の計画というか考え方、どうなっています。我々採択、満場一致、全員で可決になったんですから。可決というか採択、異議なしね。それを今度はこの計画、条例でやるときに、議員の人たちは誰一人としてOK出さないと思いますよ。私、そういう心配しています。OKする理由づけ、教えてくださいよ。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 三浦委員の今お話の件、そういう陳情上がっていることは私どもも承知してございます。ただ私どもの認識であります、ただし当時の陳情書の内容詳細に今手元にございませぬから、明快にお答えはできないかもしれませんが、必ずしも彼らの要望の趣旨というのは防潮堤がある、当然防潮林というかそういうものを、自然景観を保ちながら、場合によっては二重に安全対策というようなことで、必ずしも場所は市街地全体の沿線沿いに、海岸沿いにそういうものを全てということではないというように、当然せっかく防潮堤があつて土地の基盤が低くなって、視界がさまたげられる。さらにまたそれに防潮

林という、当然あい違う要請になっているわけですから、今回はこの市街地分については私どもはそういった分については正直意にさせていただきます。

ただし、この後出てまいります八幡川の右岸、従来の松原公園、あそこの防潮堤の位置もまだこの図面でもお示しできかねておりますけれども、こっち、今の防潮堤ですね。最終的にこれがどのラインでいくかについては、多分これも議会に出ていると思うんですけれども、海に返してほしいとか、そういうことで必ずしもあそこの今の法線で8.7メートルの防潮堤を築くことについては、いろいろなご意見が寄せられております。したがって、今そういったものを排除しながら、あそこを自然的な形で土地利用できないかということで、その際は当然そういった緑といいますか、そういったものについては趣旨について、当然どの辺までどのようにそれを具体化できるかは別にして、ご要請のあった部分については検討すべき内容だというように感じてございます。

繰り返しますけれども、今回のこの区画整理事業のこのラインについて、多分皆さん方の採択されたときのご認識は、全てこのラインも含めてということではないだろうというように、私どもは理解してございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そのとおりなんです。この防潮堤、堤防、護岸、全てに木を植えろという陳情書ではないというふうに、私どもも理解しております。であれば、どの部分にこの緑の線なのか、黄色の線か、どの部分にその陳情者たちが希望というか、ラインとして出している部分を町として打ち出すのかということ。そうすると、八幡川の右岸という形をとるということですか。左岸は8.7メートルって先ほど説明でありましたが、あくまでもそうするとこの八幡川の右岸を木を植えるんですね、その辺なんです。陳情者の願いがどこに反映されるかということなんです。我々はそれを採択していますから、その辺ははっきりと。ここに、できれば前者の言うとおりでないんですけども、文言ででも入れてもらうといいですよ。我々もこれから進めやすいわけなんです。その辺がいつの段階で、どういうことで出るのか、その辺。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 同じような認識にあるということで、まずその辺についてはご理解いただきたいと思いますけれども。

それで右岸側ですけれども、今いわゆる旧松原公園のあったところの土地利用をどうするのか、当然議会にも陳情書上がっていますし、町長にも上がっております。陳情の主体となっ

た方々とも直接いろいろお話しし、考え方についてご要望はご要望として、町としての考え方、議会としての一つの意味決定も当然あるわけでございますけれども。そのときにも、防潮堤を「要らない」というお話も、極端な話あったんですけれども、そこは町としては考えておりません。その内側に例えば緑を、また松原だったわけですから、そういうものを復元させる、そういう考え方については当然今後まちづくり協議会の公園部会等の意見等も踏まえながら、それは検討していく、一緒に検討しましょうねということでのお話をさせていただきますので、今現在ここ、右岸側のこの分をどのようにやるかということについてはまだ未決定でございますので、いろいろ今後ともそういったまちづくり協議会等の意見も踏まえながら、それから陳情者のご意志、そういうものも配慮しながら、そこは検討していかなければならない。

当然議会としての一つの意味決定も、それは我々も一定の認識はしてございますので、ただやる、やらない、どの程度どうやるかについては、これはこの後また改めていずれそういった時期になりましたら町としての考え方を皆様方にもお示ししながら、またご意見をいただく機会があるだろうというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませぬか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、復興土地区画整理事業についての質疑を終わります。

次に、その他に入ります。そのほか、その他として伺いたいことがあれば、伺っていただきたいと思います。及川 均委員。

○及川 均委員 このその他は、全てのこの震災対策の復興事業、いいんですね。それでは、2点ほどお伺いします。

先般の三陸新報上で、JRの鉄路再開の問題で復興調整会議が行われたと。その中で、3カ所ほどルート変更がなされるというニュースが報道されたわけでありましてけれども、時間も時間ですから端的に伺いますけれども、この中に読んでみますと「志津川から歌津間の白山トンネルを中心とした2キロメートル程度」というところ、このあたりが問題になっているんですが、このことによって伊里前地区のまちづくりに影響が出るのか出ないのか。現在国交省から示されているルート案について、変更がないのかあるのか、出てくるのか出てこないのかを1点。

それからですね、各防集の起点ですね。話がまとまってそれぞれに逐次入札にかかってきたわけですが、きょうも2件出ました。そこで副町長から端的に伺います。伊里前地区は一括発注するのか分離発注するのかですね。柘沢と伊里前地区と、その辺の見通しを伺い

ます。

○委員長（西條栄福君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） じゃあ、1点目のJRのルートに関係でございますが、新聞私ちょっとまだ見ておりませんが、運輸局とJRと関係沿岸市町村とで調整会議をした内容が載っているものと思います。気仙沼から南三陸町までの間で、JR側としてルートを3カ所ほど大きくというわけではないんですけれども、見直しをかけているというようなお話は受けております。ただ、その3カ所とも、まず海岸の防潮堤に近いところにある、たしか大谷だったと思います。それから、トンネル2カ所かかっているところがあるんですけれども、そのトンネルが2カ所とも今回浸水をしているということで、JRの考え方はトンネル内での有事の際には安全に坑口から出せるようにというような基本理念で来ているんですけれども、今のままだとトンネルはとても通せないということで、少し山側のほうに掘り直したらどうだろうかというようなお話でしたので、そのことによって歌津駅を中心とした伊里前市街地の開発への影響というのは、今のところはないというふうに思っております。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） いずれ近々伊里前、あるいは柞沢地区、発注に付したいということで今懸命に最後の調整作業を事業推進課でやってございます。まだ正式に発注の形態、あり方について、私どものほうにまだ現課のほうからしっかり上がってきておりません。ただ、いろいろな調整作業が今進行中ということでございますので、現時点での現課としての考え方、担当課長のほうからとりあえず差し当たって、説明をさせたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 当初団地の造成に当たって、いろいろ住民との合意形成やった中では、どうも柞沢団地のほうが合意形成に時間がかかっているということで、当初は分けて考えるべきものというふうに考えておりましたが、その後いろいろ団地ごとの協議会であるとか、そういった話し合いをしていく中でも、用地の取得のほうもそうなんです、ほぼ同じような時期に工事がなされるだろうという一応見通しになっております。それを考えた場合、我々担当課では1つにするのが非常に効率的な部分もございます。

ただ、1つにすることによって、事業量が大きいものですから、全体のスピード感が損なわれるという部分もあります。その辺も検討の1つにしたいなと思っておりますし、そこから出る土につきましては防潮堤でありますとか漁港工事でありますとか、そういったものへ転用して使うということで伊里前地域近郊に仮置きをしていくということになりますと、仮置場

もなかなか面積的にも、今確保しているところですが、少ない中で2つの事業者がふくそうするような形になっても、それもまた非常に難しいのかなというふうなこともありまして、実はその2つの面で考えています。我々としては1つで、できるだけ1つにしたいと。これからの部分につきましては、伊里前だけじゃなくてほかの地区においても、可能な限り複数団地をまとめて発注ができればなど。

ただ、今回本日ご決定いただきました2団地につきましては、1つにしても距離が非常に離れているという地理的な部分もありましたので分けて考えておりますが、ある程度近い距離での工事の管理がなされるというものであれば、できるだけ2団地、あるいは3団地と、複数の団地をまとめて発注したいというのが、担当課としての考え方でございます。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 そうしますと、この鉄路の変更は、南三陸町としては変更は要望していないということですね。伊里前地区においては。そして、そのことによって変更がなされないということになりますと、現状の国交省から示されております45号線、あるいはまちづくりの中のルート案とか、そういったものが現実化してくるわけでありましてけれども、そこらの了解でよろしいのかどうかですね。

この新聞上では、駅の位置変更まで検討していますね。戸倉駅、あるいは志津川駅の変更ということもあり得るわけです。私も伊里前駅の変更もあり得るのかなというふうな解釈をしておったんですがね、あそこのトンネルに入って被災したらば、どこさ逃げればいいのかという問題は私もまさしくそのとおりに考えておったわけでありまして、そのことによって要請も何もなされなければ、やはりそのままなるのかなと。そのことによって、今度伊里前弘川線が町向線の道路が全くもって寄木をぐるっと回って、皿貝を回って、西光寺に伊里前から行けないような今設計案が示されているわけです。それは、全てが鉄道のためですね。鉄道と防潮堤ができるがために、あそこ三浦石油さんの後ろから高地区のほうに行けなくなってしまった。あそこで詰まってしまったわけですよ。

ですから、鉄道が上手のほうにでも移ってからなという話は寄った方々、まちづくりの委員の皆さん方ではしみじみその話が出るわけですがけれども、それらの期待しておったのがそれは関係ないということであれば、今後はその方向に進むということですので了解してよろしいんですか。担当誰だ、建設課長かね。町長そのものも、そうしたことの今後要望をなされないのか。あそこで今苦慮しています。そのために伊里前のまちづくりがさっぱり進まないんですね、あそこでぶつかってしまって。そしてそのことによって、高地区も巻き込んだ今論争にな

ってしまっていると。あそこで詰まってしまう、そのことに明確な方向づけがなされないのかなということです。

それから、この発注ですね。メリットもあればデメリットもあると思うんです。できれば一番の狙いは、できるだけ工期を縮めて両方一緒に平均にということが最終の目標なんですね、我々の目標は。そうしたことから、むしろ2社で切磋琢磨させたほうがいいのかなんて考えたりもしますが、その辺のところはメリットもあればデメリットもあるなということは、確かにそのとおりでと思いますが。多分に事業所も大きいところでございますから、それなりの。前例として、港の2工区は1工区でありますけれども2カ所、これは一括して発注したと。それから志津川の3地点、これもURのほうに一括ですね。そうしたことからすると、やっぱり一括でやるのかなというふうにも今課長語ったとおりに考えているわけですが、そのことによって1業者によって工期がだらだら延びていかねばいいかなという心配をするわけです。そのことから、今聞くわけでありませう。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 従来から、JRはまちづくりの迷惑にならないようにということを第一義的に考えておりますので、今お話ありました件につきましてもJRのほうに私どもから申し入れするのは十二分にできますので、いずれまちづくりの支障にならないような形の中でJRと交渉していきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

ちょっとお待ちください。間もなく4時を報ぜんとしておりますけれども、このただいまの案件が終了するまで時間を延長したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） では、そのようにさせていただきます。

三浦清人委員、どうぞ。

○三浦清人委員 第1点は、この復興事業の計画スケジュールなんですが、以前配付されてわかっているんですが、その後新聞等でいろいろな高台の造成等々でおくれが出ると、それから病院の建設もおくれるというような報道がされましたので、そのスケジュールの変更になる分の工程表ですか、これを出してもらえば、きょうは出ていないのであれば無理だと思うんですけれどもね。後日でいいですから、どこの箇所がどれほどどの理由でおかれているのかということも、町民の方々よくわからないでおりますので、その辺のスケジュール表をまずもってつくっていただきたい。

それから、先ほど町長行政報告の中で防災庁舎の解体についての質問をしたところ、町長は告訴中なので難しいといいますか、そういうふうなニュアンスの答弁がされたんですが、以前この庁舎についての警察の現場検証が終わっているというふうなことを聞いております。告訴中なのでということになると、警察のほうから、あるいは検察のほうから、検察はまだ行かないのか、警察か。その警察の指示で解体できないのかということですね。それから、以前も質問したんですが、町長の事情聴取がまだ行われていないと、以前質問したところですね。職員は大体進んでいるというお話でしたが、町長自身はまだ警察の事情聴取というのは受けていないのかどうかですね。

それから、3つ目は先般新聞に掲載になったんですが、登米市の災害公営住宅の建設について記事が載りました、河北新報だと思いましたがね。最初は6月30日の記事かな、登米市にいる南方、あるいは横山、柳津の仮設住宅の住民の方々の意向調査ということでアンケートをとって、50%を超える方々がこちらに戻りたくないというような記事が載っておりまして、そのときは登米市の市長さんは南三陸町に配慮といいますか、「そのことを考えると、そういった住宅建設をすぐには」というふうなニュアンスの発言でありましたが、あれから何日もたたないうちに今度は「建設する」と、24戸ですかの数まで明言された。第1期が24戸で第2期が500戸になるのか1,000戸になるのかわかりませんが、その記事を見たとき町長として登米市に何か要望なり考えなりはお示しになったのかどうか、あの記事を見てね。登米市がやると、南三陸町の方としてつくるということに、どういうふうな町長として登米市のほうに考えを、意向をお示ししたのか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 工程表の関係は、前回6月定例会に我々の分として提出してございますが、いずれ復興3課の部分については9月定例会に出すことで予定しておりましたので、今回は提出できないということですのでご理解いただきたいなと思います。

ただ、着手が大きくスケジュールの中で動いたかといいますと、逆に若干おくれ気味のものもありますが、逆に若干前に倒されている部分も微調整もありますので、一、二カ月の中ではちょっと示すのは難しいということで、9月定例会の際に資料として出したいなと思っています。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 2点目でございます。捜査上のことについては、口外は差し控えさせていただきますというふうに思います。

それから登米市の件ですが、基本的には登米市の市長とは直接この件についてお話ししておりません。登米市の政策は政策としてでございますので、我々としては新聞報道等にも私のコメント出ておりますが、町としては肅々たんととにかく事業を進めると、そういった中で多くの方々にお帰りをいただきたいというのが、町の姿勢でございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうすると、6月に示した復興事業のスケジュール等は、そんなにそんなに変わっていないというようなお話でね、今のね。ただ新聞報道を見ると、何か6カ月も半年も何ぼもおくれるんじゃないかというようなニュアンスの記事だったと私は思っていますよ。住民も、そう思いましたよ。だから、病院なんか特にね。特に病院が半年もおけると、また半年間赤字がダーンと上がってくるわけですから、きょうは病院事務長来ていないから、総務課長ですから質問しませんが、一日も早くやらねばならないんです、この東地区の造成につきましてはね。だからあの新聞はじゃあ誰が、あの話の出所はどこなんだべね。新聞にあれだけ載ったということは。まさか新聞が勝手に一人で歩いたわけでないべからね。だから、その辺住民が誤解を招くような発言というか、差し控えていただきたいというふうに思いますよ、大した変更がなければ。

それから防災庁舎の解体については、捜査上の秘密といたしますか、何もどういうことを聞かれたとか何とか聞いていないんです。町長は個人というか事情聴取は受けて、まだ終わらないんですかという質問なんです。それが捜査中の何になるんですかね、影響を及ぼすんですかね。先ほどの解体はなぜ進まないのかというのは、告訴中なので難しいというようなお話でしたので、今の状況はどうなんですかということですよ。

そうしますと、壊さない理由の1つとしては捜査中だから、告訴中だからということで延ばすといいますか、そういうことになるんですかね。我々とすれば、壊すということで議会で陳情書、先ほども陳情書のこと話しましたが、採択しているんです。陳情書を採択しておりますので、その採択した結果が執行部がどのように執行しているのかということも、私どももそれを見守るといいますか、監視する権限といたしますか、それが我々の仕事でありますので、それで質問しているんです。

それから登米市の件ですが、肅々はいいいんです、よその町でやることですからね。ただ、我が町の住民がそちらに行くという、住民の人口が減るということね。あの新聞見ると、向こうに住所を行った方が優先されて、入居させるということですからね。人口が減るということは、町がどうなるかということですよ。そこを登米市の市長さんに「ちょっと待つてく

れ」とか、例えばですよ。「私どもも今頑張ってるから、公営住宅も早くつくるから、あるいは高台移転も進めていますので、登米市の方々が入る分についてはいいですが、南三陸町の分まではちょっと待ってください」くらいは私は言うべきじゃないかなと思いますよ。住民流出を、人口の流出をとめる意味でも、私はそれが町長の大きな仕事ではないかなと、一番の仕事だと私は思いますよ。お願いして聞いてもらえる、もらえないは別としまして、町長の仕事としてはそれが第一の仕事じゃないかなというふうに思うので、今の質問したわけです。

そうすると、今後も言葉は悪いですが「指をくわえて待っている」という表現ではなく、「肅々と待っている」「見ている」ということですね。それでよろしいとお思いですか。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先日も南方の仮設住宅のほうに説明会で何回かおじゃまさせていただきました。町の復興状況と、それからこれからの動向についていろいろご説明をさせていただきました。そういった中で、町の復興というものを一日も早くという地域の方々のお話をいただいておりますので、それに沿って我々はしっかりと進めていきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。小山幸七委員。

○小山幸七委員 最後にその他なんで、一言しゃべらせていただきます。

というのは、今皆さんご存じのように、町そのものが町民を含めた皆さんが緊急事態みたいな感じな時節です、この震災に当たりまして。そこでその震災に当たっていろいろな問題が出て、町民にはわかりかねることも大分あるんです。それで、役場に相談に行った、あるいは聞きにいった。そこで聞いた、あるいは相談するとき、その説明する方が聞いていることがわかるんです、意味が。わかりながら、テーブルを揺すぶりながら声を荒らげて町民に話すわけなんです。何でそういう態度をとるのかなと思うんですね。わからなくて行くんですから、親切に丁寧に説明するべきだと思うんですけども。甚だ言いにくいことでありますけれども、本当に被災された町民をどのように思っているのか。もう少しここに来て説明をする方々のところなんですから、町民が各課に行って尋ねることも、親切丁寧に教えていただきたい。何でそういう態度をとりながら、わからないのに教えるのか。

これは、少なくとも旧歌津の職員ではないと思います。というのは、旧歌津の職員は町民が本当神様みたいに扱っているということを聞きました。しかし志津川の場合は、それが逆だということを私は聞いております。このように、緊急事態でみんな気持ちが動揺している、

あるいは「集団移転で行きたいんだけど、うちは年寄りがおって仮設で死にたくない。それで無理をして家を建てる。それが意外に思ったより予算がオーバーするので、こういうことも補助の対象にならないのかな」とか、いろいろなことがあるわけです。あるいは、仮設において本当にひとり暮らしの人も困ったり、大分いろいろな問題が出ております。

こういう機会ですので、議員の方々もいつも言われるようにパイプ役で行って尋ねる場合もございます。または、直行に行って町民が尋ねることもあるでしょう。その中で、詳しく説明するのはいいんですけれども、何も顔色変えながら、テーブルをたたきながら、わからない町民に対してそういう説明はないでしょう。しかも別な言葉で言えば、それよりもっとひどい言葉を使っているんです。それは、私も本当はこの場で言いたくないんですけれども、言わなければわからない。そういうことを続けておったんでは、1人、2人の役場の職員のために、志津川町民がみんなが迷惑します。1人か2人ですよ、確かに。あの方々は、懇切丁寧に説明をする、あるいは「こちらへ来てください。こっちでお話しします」と言います。

まあ、どなたか感じていることがあると思われまますので、十分注意してください。これ以上言いません、まだまだあるんですけれども。それは町長、あるいは副町長がもう少しお話しして、普通のことを言っても今震災で被災されている方々、あるいは長期にわたって仮設住宅にいる方々は、神経がピリピリしているんです。それですから、「仮設を早く建ててくれ。いつまで議員は何しているんだ」って、これは皆さんが経験していることですよ。それなのに、その上をまたいくような高飛車なことを言われては、町民が本当に大変です。以上です。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいまご指摘の部分につきましては、確認はできてございませんが、ただ基本的に今震災から間もなく2年5カ月を迎えようとしてございます。被災された町民の皆さん全員が、心身ともに疲労こんぱいと、そういう状況だというふうに思っております。私もそういった方々とよくお話をさせていただきますが、疲れたなというようなお声もよく聞きます。そういった中で、役場に来てそういった不快な思いをしたということについては、責任者として大変申しわけなく思います。心からおわびを申し上げさせていただきたいと思っております。

いずれ、今後そういった事態の起こらないように、各職員にその辺はしっかりと申し伝えたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと。大変ご不快を与えたことを、おわび

を申し上げたいと思います。

○委員長（西條栄福君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）ないようであります。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長にご一任をいただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのようにとり進めることといたします。

以上で、本日の会議を終了したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。

午後4時16分 閉会